

主な原因は、「細菌」と「ウイルス」

# 食中毒に注意

**最** 近では年間を通じて食中毒関連のニュースが報じられています。特に気を付けなければならぬのは気温が高い6月から10月です。なかでも夏場は、細菌による食中毒が発生しやすくなります。

食中毒を引き起こす主な原因は、「細菌」と「ウイルス」です。細菌は温度や湿度などの条件がそろうと食物の中で増殖し、その食物を食べることにより食中毒を引き起こします。

一方、ウイルスは自ら増殖はしませんが、手や食べ物などを通じて体内に入ると、腸管内で増殖し、食中毒を引き起こします。

食中毒予防の三原則は、食中毒菌を「付けない、増やさない、殺す」です。

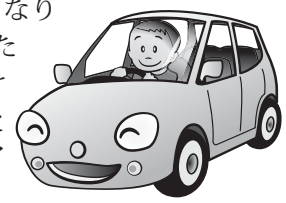
政府広報オンライン参照 URL [www.gov-online.go.jp](http://www.gov-online.go.jp)



夏休みが始まりま〜す！

運転手さんへ

子どもたちが外で遊ぶ機会が多くなります。運転中に子どもたちを見かけたら、いつもより慎重な運転を心がけましょう。また、家族で出掛けるときは、シートベルトの着用、チャイルドシートの使用を徹底しましょう。



地域の皆さんへ

子どもたちを地域で見守ってください。ヘルメットを着用しないで自転車に乗っている子どもたちや、道路など危ない場所でスケートボードや自転車に乗っている子どもたちを見かけたら、積極的に注意してあげてください。



安全・安心は家庭から  
交通安全標語コンクール優秀作品

確認は からだを使って 確かめよう  
阿部 優梨香 (大仁北小)

あぶないよ ふざけながらの 帰り道  
高田 美優 (長岡南小)

自転車は メット着用 左側  
横田 光 (菰山小)

市役所地域づくり推進課 ☎ 055-948-1412

図書館だより

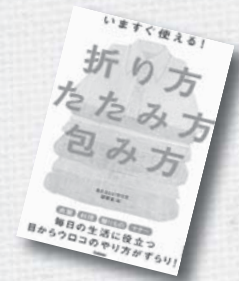
今月のおすすめ ~夏の大作・片づけ作戦~

「大掃除」といえば年末ですが、忙しくて、つい後回しにしてしまったお宅もあるのでは。夏休みに、家族で取り組んでみませんか。



『ナチュラル洗剤でちょこっとピカピカ掃除!』 世界文化社

環境に優しい洗剤に興味はあるけど、使い方が分からないという人に。普段の簡単な掃除から、しっかり汚れを落としたい時にも参考になります。【菰山】



『今すぐ使える! 折り方・たたみ方・包み方』 学研パブリッシング

ワイシャツや下着をきれいにたたむには、こいのぼりや浮き輪はどうしよう。押し入れ・クローゼットの中をすっきりさせる方法あります。索引付き。【中央】

■図書館と節電の夏

冷房を使う季節になりました。国をあげて取り組んでいる夏の省エネ活動。図書館でも、窓から風を入れる、日ざしをさえぎるなど、冷房を使う時間を短くして、節電を心がけています。来館する皆さん、この夏も、節電にご協力ください。



図書館カレンダー  
モバイル版QRコード



- 『男の掃除』 佐光紀子(著) / 日経 BP 社【菰山】
- 『プロが教える「15分掃除」がわが家を変える!』 世界文化社【長岡】
- 『10年着るための衣類ケアブック おしゃれと手入れの楽しみかた』 石川理恵(文) / 技術評論社【中央】
- 『衣類の洗濯・収納・お手入れ便利帖』 山崎勝(著) / 幻冬舎【菰山】
- 『住まいの補修と手入れ 水まわり篇』 暮しの手帖社【中央】

## 文化財通信

その109

遺跡内で土木工事等を行う場合について

市役所文化振興課  
☎ 055-948-1428

文化財保護法では、文化財を「歴史や文化を理解するために欠くことのできない貴重な国民的財産」であると定義しています。文化財は、建造物、彫刻、史跡、天然記念物、歴史資料、民俗などさまざまな種類があります。今回は、皆さんの土地に眠っているかもしれない埋蔵文化財への対応について、ご紹介いたします。

市内には、埋蔵文化財があると思われる場所(埋蔵文化財包蔵地という)が、多数存在します。それだけ歴史ある土地柄だということですが、埋蔵文化財包蔵地内で建築・工事などを行う場合には、注意しなければならぬ点があります。

建築や工事などを計画する場合、その土地が、埋蔵文化財包蔵地内(遺跡)であるかどうかの確認が必要です。市役所文化振興課では、『伊豆の国市遺跡地図』を発行し、周知につとめています。また

市ホームページにも掲載されており、データをダウンロードすることもできます。もし、建築や工事などをする場所が埋蔵文化財包蔵地の範囲内である場合、文化財保護法第93条に基づき届け出(工事等着手の60日前届け出)が義務付けられています。それを受けて、発掘調査や工事の立ち会いなどが行われます。発掘調査の調査費用は原則として原因者(建築や各種工事をしようとする者)が負担しなければなりません。営利目的ではない個人住宅などは、原因者がその費用を負担しなくてもよい(国・県・市が負担)ことになっています。

遺跡であるかの確認や、遺跡内での工事などにかかる詳しい手続きなどについては、市役所までお問い合わせください。わたしたちの住む、市の大切な文化財を守っていくため、皆さんのご協力をお願いします。